

株式の併合に係る事前開示書類

(会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9に定める書面)

2025年12月25日

パラマウントベッドホールディングス株式会社

2025年12月25日

株式の併合に係る事前開示事項

東京都江東区東砂2丁目14番5号
パラマウントベッドホールディングス株式会社
代表取締役社長 木村 友彦

当社は、2025年12月12日付の取締役会決議において、2026年1月19日に開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における承認を条件として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）をすることを決定いたしました。

本株式併合に関する会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の2第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の9に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項

(1) 併合の割合

当社株式について、16,034,050株を1株に併合いたします。

(2) 本株式併合の効力発生日

2026年2月9日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

12株

2. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（併合の割合についての定め相当性に関する事項）

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、16,034,050株を1株に併合するものです。当社は、下記「(1) 本株式併合を行う理由」に記載の経緯を経て本取引（下記「(1) 本株式併合を行う理由」において定義します。）の一環として行われた本公開買付け（下記「(1) 本株式併合を行う理由」において定義します。）が成立したこと、及び以下の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 本株式併合を行う理由

当社が 2025 年 9 月 24 日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「当社意見表明プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、株式会社T MKR (以下「公開買付者」といいます。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。)のプライム市場 (以下「東京証券取引所プライム市場」といいます。)に上場している当社株式を非公開化することを目的として、当社株式の全て (但し、譲渡制限付株式 (報酬) として当社及びその子会社の役職員に付与された当社の譲渡制限付株式 (以下「役職員向け譲渡制限付株式」といいます。)及び譲渡制限付株式インセンティブとして当社の従業員持株会に付与された当社の譲渡制限付株式 (以下、役職員向け譲渡制限付株式と併せて「本譲渡制限付株式」といいます。))を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式 (注1)を除きます。)を取得するための、いわゆるマネジメント・バイアウト (MBO) (注2)のための一連の取引 (以下「本取引」といいます。)の一環として、2025 年 9 月 24 日に公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決定いたしました。

(注1)「本不応募合意株式」とは、公開買付者との間で、2025 年 9 月 24 日付けで公開買付不応募契約を締結している、①対象者の代表取締役社長である木村友彦氏 (以下「木村友彦氏」といいます。)、②木村友彦氏の資産管理会社である株式会社シートック (以下「シートック」といいます。)、③木村友彦氏の資産管理会社である株式会社ワイズライト (以下「ワイズライト」といいます。)、④木村友彦氏の資産管理会社である株式会社ラピスラズリ (以下「ラピスラズリ」といいます。)、⑤木村友彦氏の親族である木村憲司氏 (以下「木村憲司氏」といいます。)、⑥木村友彦氏の親族である木村陽祐氏 (以下「木村陽祐氏」といいます。)の資産管理会社である有限会社レッジウッド (以下「レッジウッド」といいます。)及び⑦木村陽祐氏の資産管理会社である株式会社シオン (以下「シオン」といいます。)、並びに、2025 年 9 月 24 日付けで公開買付応募・不応募契約を締結している、⑧木村友彦氏の親族であり、当社の特別顧問である木村通秀氏 (以下「木村通秀氏」といいます。)及び⑨木村通秀氏の資産管理会社である株式会社ラムーン (以下「ラムーン」といいます。、木村通秀氏と併せて「木村通秀氏関連株主」といいます。)が、それぞれ所有する当社株式の合計 16,869,065 株 (所有割合 (注3): 合計 30.08%) のことをいいます。

(注2)「マネジメント・バイアウト (MBO)」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

(注3)「所有割合」とは、当社が 2025 年 10 月 30 日に公表した「2026 年 3 月期第 2 四半期 (中間期) 決算短信 [日本基準] (連結)」に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 (57,598,692 株) から、同日現在の当社が所

有する自己株式数（1,513,008 株）を控除した株式数（56,085,684 株。以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

その後、当社が 2025 年 11 月 18 日に公表した「株式会社 TMKR による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、2025 年 9 月 25 日から 2025 年 11 月 17 日まで本公開買付けを実施した結果、2025 年 11 月 25 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式 28,388,255 株（所有割合：50.62%）を保有するに至りました。本株式併合を含む本取引の目的及び背景の詳細は、当社意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおりですが、以下に改めてその概要を申し上げます。なお、以下に記載のうち公開買付者に関する記述は、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者は、本公開買付けを通じて東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式を取得及び所有することを主たる目的として、木村友彦氏（所有株式数：1,780,701 株（注 4）、所有割合：3.17%、当社の第 5 位株主）により 2025 年 8 月 29 日付で設立された株式会社であるとのことです。2025 年 12 月 12 日現在、シートック（所有株式数：4,266,300 株、所有割合：7.61%、当社の第 2 位株主）、木村友彦氏及び木村憲司氏（所有株式数：1,728,512 株、所有割合：3.08%、当社の第 6 位株主）が、公開買付者の株式の全てを所有しており、木村友彦氏が、公開買付者の代表取締役を務めているとのことです。

（注 4）木村友彦氏の所有する当社株式 1,780,701 株には、役職員向け譲渡制限付株式 31,803 株が含まれているとのことです。以下、木村友彦氏の所有株式数において同じです。

当社は、当社意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経営環境の中で、2025 年 6 月 12 日に木村友彦氏より、木村友彦氏が本取引を申し入れた背景や目的、本取引に係るスキーム等を記載した法的拘束力を有しない意向表明書（以下「本提案書」といいます。）の提出を受けたことから、下記「（4）当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「② 当社における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、本取引における当社及び当社取締役会の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために、2025 年 6 月 20 日開催の当社

取締役会決議により、公開買付者、当社、本不応募合意株主（注5）、創業家応募合意株主（注6）及び公益財団法人木村看護財団（以下「木村看護財団」といい、公開買付者、当社、本不応募合意株主、創業家応募合意株主及び木村看護財団を総称して「公開買付関連当事者」といいます。）から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、また、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所を、それぞれ選任いたしました。

（注5）「本不応募合意株主」とは、木村友彦氏、シートック、ワイズライト、ラピスラズリ、木村憲司氏、レッジウッド、シオン及び木村通秀氏関連株主のことをいいます。

（注6）「創業家応募合意株主」とは、公開買付者との間で、2025年9月24日付で公開買付応募契約を締結した、木村陽祐氏、木村友彦氏の親族である木村恭介氏、木村友彦氏の親族である木村知恵子氏、木村友彦氏の親族である木村和恵氏、木村友彦氏の親族である古賀麻衣子氏及び古賀成憲氏のことをいいます。

また、当社は、本取引がマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、当社又は当社の一般株主との間に構造的な利益相反の問題が存在するため、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年6月20日開催の当社取締役会決議に基づき、本取引の提案を検討するための特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「（4）当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の入手」をご参照ください。）を設置し、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築いたしました。

その後、下記「（4）当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の入手」に記載のとおり、2025年7月7日開催の本特別委員会において、当社のリーガル・アドバイザーであるTMI 総合法律事務所並びに当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券について、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。加えて、当社は、2025年6月12日付で木村友彦氏から本提案書を受領して以降、公開買付者、木村友彦氏、本不応募合意株主、創業家応募合意株主及び木村看護財団から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築するとともに、2025年7月7日、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題ないことについて本特別委員会の承認を受けております（当社における独立した検討体制の構築につい

ての詳細は、下記「(4) 当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「⑥ 当社における独立した検討体制の構築」をご参照ください。）。さらに、2025 年 7 月 16 日、本特別委員会は、株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）について、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、本特別委員会の独自の第三者算定機関として選任しております。

当社は、上記の体制の下、当社の経営環境及び事業の状況等を踏まえ、本取引の是非や本公開買付けにおける当社株式の 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を含む本取引の諸条件の公正性について、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や本特別委員会からの意見・指示・要請等に基づき、TMI 総合法律事務所及びみずほ証券からの助言を受けながら、公開買付者との間で継続的に協議及び交渉を行い、慎重に検討を行ってきました。

具体的には、当社は、2025 年 6 月 20 日に本特別委員会を設置して以降、本特別委員会における検討・協議を進めました。本特別委員会は、2025 年 7 月 17 日、木村友彦氏に対して本取引の背景・目的、公開買付者が本取引後に実施することを想定している施策及びその他本取引の諸条件等を含む書面による質問事項を送付し、2025 年 7 月 24 日に書面による回答を受領しました。本特別委員会は、当該回答内容を検討の上、2025 年 7 月 30 日に木村友彦氏に対して本取引を実施するメリット及び公開買付者が本取引後に実施することを想定している施策等を含む書面による追加質問事項を送付し、2025 年 8 月 5 日に書面による回答を受領しました。さらに、本特別委員会は、2025 年 8 月 20 日に木村友彦氏と直接面談を実施し、当該質問事項及び当該追加質問事項に対する回答を踏まえ、質疑応答を行いました。

また、本公開買付価格については、当社は、2025 年 8 月 22 日に木村友彦氏から、当社が 2026 年 3 月期の中間配当及び期末配当を行わないこと、並びに 2026 年 3 月期より株主優待制度を廃止することを前提として、本公開買付価格を 3,000 円とする旨の提案を受けて以降、木村友彦氏及び公開買付者との間で協議・検討を重ねてきました。

具体的には、2025 年 8 月 22 日、木村友彦氏より、本公開買付価格を 3,000 円（同提案日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 2,660 円に対して 12.78%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,611 円に対して 14.90%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,560 円に対して 17.19%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,509 円に対して 19.57%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨の初回の価格提案書を受領しました。これに対して、2025 年 8 月 27 日、本特別委員会は、当該提案価格は、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が当社の株主に適切に分配された価格として十分な水準であるとはいえないとして、提案価格の引上げを要請しました。

その後、2025 年 8 月 28 日、木村友彦氏より、当社の財務状況や直近の株価推移等を

踏まえて、本公開買付価格を 3,200 円（同提案日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値の 2,626 円に対して 21.86%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,625 円に対して 21.90%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,572 円に対して 24.42%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,510 円に対して 27.49%のプレミアムが加えられた価格です。）とする旨の第 2 回目の価格提案書を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2025 年 9 月 1 日、当該第 2 回提案価格は、依然として本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が当社の株主に適切に分配された価格として十分な水準であるとはいえないとして、提案価格の引上げを要請しました。

その後、2025 年 9 月 2 日、木村友彦氏より、当社の財務状況や直近の株価推移等を踏まえて、本公開買付価格を 3,350 円（同提案日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 2,636 円に対して 27.09%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,640 円に対して 26.89%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,579 円に対して 29.90%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,511 円に対して 33.41%のプレミアムが加えられた価格です。）とする旨の第 3 回目の価格提案書を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2025 年 9 月 3 日、当該第 3 回提案価格は、依然として本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が当社の株主に適切に分配された価格として十分な水準であるとはいえないとして、提案価格の引上げを要請しました。

その後、2025 年 9 月 9 日、木村友彦氏より、当社の財務状況や直近の株価推移等を踏まえて、本公開買付価格を 3,450 円（同提案日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値の 2,723 円に対して 26.70%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,653 円に対して 30.04%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,587 円に対して 33.36%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,512 円に対して 37.34%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨の第 4 回目の価格提案書を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2025 年 9 月 10 日、第 4 回提案価格は、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が当社の株主に適切に分配された価格として十分な水準であるとはいえないとして、提案価格の引上げを要請しました。加えて、本特別委員会は、第 4 回提案価格の水準であれば、一般株主の利益を保護する観点から、本公開買付けにおける買付予定数の下限について、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)（以下「MoM」といいます。）の設定が必要である旨を返答しました。

その後、2025 年 9 月 12 日、木村友彦氏より、当社の財務状況や直近の株価推移等を踏まえて、本公開買付価格を 3,500 円（同提案日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 2,699 円に対して 29.68%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,660 円に対して 31.58%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均

値 2,593 円に対して 34.98%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,515 円に対して 39.17%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨及び本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募する当社の一般株主の利益に資さない可能性があるため、M o Mは設定しない予定である旨の第 5 回目の価格提案書を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2025 年 9 月 12 日、第 5 回提案価格は、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が当社の株主に適切に分配された価格として十分な水準であるとはいえないとして、本公開買付価格を 3,800 円とすることを検討することを含む提案価格の引上げを要請しました。加えて、本特別委員会は、第 5 回提案価格の水準であれば、一般株主の利益を保護する観点から、本公開買付けにおける買付予定数の下限について、M o Mの設定が必要である旨を返答しました。

その後、2025 年 9 月 17 日、木村友彦氏より、本特別委員会が提示した価格を最大限考慮する観点から、本公開買付価格を 3,530 円（同提案日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 2,706 円に対して 30.45%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,665 円に対して 32.46%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,597 円に対して 35.93%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,517 円に対して 40.25%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募する当社の一般株主の利益に資さない可能性があるため、M o Mは設定しない予定である旨、当社の財務状況等を踏まえた本取引の実行後における金融機関からの借入の返済負担等に鑑みれば、これ以上の公開買付価格の引上げは現実的に想定できない旨の第 6 回目の価格提案書を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2025 年 9 月 17 日、第 6 回提案価格は、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が当社の株主に適切に分配された価格として十分な水準であるとはいえないとして、本公開買付価格を 3,650 円とすることを検討することを含む提案価格の引上げを要請しました。加えて、本特別委員会は、提案価格の引上げ要請を真摯に検討いただくことを条件に、M o Mを設定しないことも許容する旨を返答しました。

その後、2025 年 9 月 19 日、木村友彦氏より、当社の財務状況等を踏まえた本取引の実行後における金融機関からの借入の返済負担等に鑑みた本取引の現実的な実現可能性を検討した上で、当該第 6 回提案価格は当社の一般株主の利益に最大限配慮した最終的な提案であり、引き続き本公開買付価格を 3,530 円とする旨、本取引は、市場株価に相応のプレミアムを加えた公正な価格により当社の一般株主に当社株式の魅力的かつ十分な売却機会を提供するものである一方で、本取引が実行されずにかかる機会が失われることは、当社の一般株主の利益にも資さないものと考えている旨の第 7 回目の価格提案書を受領しました。これに対して、本特別委員会は、3,530 円という公開買付価格は一般株主にとって公正な価格であると最終的に判断したこと、及び、第 7 回

提案価格は、累次に亘る本特別委員会の価格引上げ要請に応じて価格が引き上げられた末に、最終的に引上げ要請に応じられないとの回答に至ったものであるという交渉経緯を踏まえると、これ以上の価格引上げは難しいと考えられたことから、2025 年 9 月 19 日、第 7 回提案価格に応諾する旨を返答しました。

以上の経緯の下、当社は、リーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、本取引に関する諸手続きを含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から 2025 年 9 月 22 日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「（４）当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の入手」をご参照ください。）。

また、当社は、みずほ証券から、2025 年 9 月 22 日付で当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（みずほ証券）」といいます。）の提供を受けております（本株式価値算定書（みずほ証券）の概要については、下記「（４）当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。）。

さらに、本特別委員会は、プルータス・コンサルティングから、2025 年 9 月 22 日付で当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（プルータス）」といいます。）及び本公開買付価格 3,530 円が当社の一般株主にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の提供もを受けております（本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンの概要については、下記「（４）当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「④ 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照ください。）。

その上で、当社は、TMI 総合法律事務所から受けた法的助言、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言及びみずほ証券から取得した本株式価値算定書（みずほ証券）の内容、並びに本特別委員会を通じて提出を受けた本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、以下の点等を踏まえると、当社意見表明プレスリリース「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（２）意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の公開買付者が企図する施策の内容は合理的であり、本取引を通じて当社株式

を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至りました。

(ア) 医療・介護事業における投資拡大

当社意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、日本では2025年に団塊世代の全てが75歳以上となるなど高齢化は確実に進むものの、政府の「病院から在宅へ」の基本方針の下、病院のベッド数自体は減少していくことが予想されると認識しております。また、国内において常態化する人手不足への対応や光熱費・資材価格の高止まりなど医療・高齢者施設経営にとって厳しい環境が続いていると考えております。当社としては、中長期的な事業価値の向上のためには高機能ベッドや看護・介護スタッフの負担を軽減する製品・サービスを売切りではなくリカーリングすることが、当社と顧客との関係性を強化していくために重要であり、それらが当社の中長期的な事業拡大に繋がるものと考えております。しかしながら、上記のリカーリングビジネスの拡大及び収益性の向上のためには、リカーリング資産への先行投資だけでなく、リカーリングの対象となる製品のメンテナンス拠点への投資等に加え、リカーリングビジネスの拡大に必要なテクノロジーの活用やDXの推進に向けて、アプリケーション及びソフトウェアの開発のための先行投資が必要となります。

したがって、リカーリングビジネスを当社グループ（当社並びにその子会社19社及び関連会社1社をいいます。以下同じです。）全体の収益の柱としていくためには相当期間を要し、短期的なキャッシュ・フローや収益性の悪化を招くおそれがあることから、資本市場から十分な評価が得られない可能性があると考えております。

本取引を通じて、当社株式を非公開化することで、短期的な利益にとらわれず、中長期的な企業価値向上の観点から大胆な先行投資を実行することが可能になることから、今まで以上にリカーリングビジネスの拡大に注力することが可能になる点でメリットがあると考えております。

(イ) 健康事業における製品開発やプロモーション強化によるブランド力の拡大

当社意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社は、中長期的な企業価値の向上のためには、今後、市場の拡大が見込まれる健康事業に注力し、医療・介護事業に続く第三の柱とすることを目指しておりますが、現状、医療・介護向けのベッドメーカーとしての認知度は高いものの、健康事業関連製品につい

ては、一般個人の消費者の皆様には十分に認知されていない状況であると考えております。そのため、新たな製品開発や一般個人の消費者へ向けたプロモーション強化によるブランド力の拡大に向けた先行投資が必要な状況です。これらの投資を収益に繋げていくためには相応の期間を要するため、短期的な目線での収益化との両立が困難な状況です。

上記（ア）と同様に、本取引を通じて、当社株式を非公開化することで、短期的な利益にとらわれず、中長期的な企業価値向上の観点から大胆な先行投資を実行することが可能になる点にメリットがあると考えております。

（ウ） 海外事業の拡大

海外事業においては、当社意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、アジア地域を中心として経済成長とともに医療インフラの充実が見込まれることから、今後の市場成長が期待できる分野と認識しております。一方で、アジア地域における当社の認知度は未だ十分であるとはいえず、今後認知度の向上に向けた先行投資や、各国の現地で即戦力となる人材を獲得していく必要があります。この点についても、上記（ア）及び（イ）と同様に、事業拡大や収益性の向上には期間を要するところ、本取引を通じて、当社株式を非公開化することで、短期的な利益にとらわれず、中長期的な企業価値向上の観点から大胆な先行投資を実行することが可能になる点にメリットがあると考えております。

一方で、本取引を通じて当社株式を非公開化することによるデメリットについても検討しました。この点、本取引の実施により、当社は上場を廃止することが企図されているところ、これにより、上場会社として当社が享受してきた社会的な信用や知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の維持・拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられますが、当社は医療用・介護用ベッド業界において既に高い知名度・信用を有しており、一定のブランド力を確立できていると認識しております。したがって、取引先の維持・拡大に与える影響は限定的であると考えており、また、人材の確保については、当社の業界内における高い知名度・信用・ブランド力に加えて、当社への入社を希望する人材の多くは当社の事業を通して社会貢献をすることに意義を見出していると認識しており、入社理由は必ずしも上場企業であることには限られないと考えられることも踏まえると、非公開化による影響は限定的であると考えております。

さらに、当社株式の非公開化を行った場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなるものの、当社の事業活動を行うために必要な資金が確保できている現在の財務状況等に鑑みると、エクイティ・ファイナン

スの活用による大規模な資金調達の必要性は低いと考えております。

以上のことから、当社は、2025 年 9 月 24 日開催の取締役会において、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断いたしました。

また、当社は、以下（i）から（vi）に記載の点から、本公開買付価格（3,530 円）は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保されたものであり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- （i）下記「（4）当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券による本株式価値算定書（みずほ証券）における当社株式の株式価値算定結果によれば、本公開買付価格が、市場株価基準法及び類似企業比較法の上限値を上回り、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく 1 株当たり株式価値レンジの中央値を上回っていること
- （ii）下記「（4）当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「④ 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、(a) プルータス・コンサルティングによる本株式価値算定書（プルータス）における当社株式の株式価値算定結果によれば、本公開買付価格が、市場株価法の上限値を上回り、かつ、DCF法に基づく 1 株当たり株式価値レンジの範囲内であること、また、(b) プルータス・コンサルティングが、本公開買付価格が当社の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを表明していること
- （iii）本公開買付価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2025 年 9 月 22 日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日の終値 2,687 円に対して 31.37%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,673 円に対して 32.06%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,605 円に対して 35.51%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,520 円に対して 40.08%のプレミアムが加算されたものであり、経済産業省が策定した「公正な M&A の在り方に関する指針」の公表日である 2019 年 6 月 28 日以降に公表され、かつ 2025 年 9 月 22 日までに成立した、当社が上場している市場である東京証券取引所プライム市場の上場会社（2022 年 4 月 4 日に東京証券取引所にて市場区分が見直される以前に公表された事例においては、東京証券取引所市場第一部の上場会社）を対象としたマネジメント・バイアウト（MBO）による非公開化を企図した公開買付けの事例 36 件（但し、不成立となったものの、再度公開買付けを実施したことにより成立した事例を除く。）におけるプレミアムの中央

- 値（公表前営業日の終値に対するプレミアムでは 40.83%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは 44.92%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは 44.62%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは 43.33%）との比較において、概ね遜色ない水準と考えられること、また、当社株式の上場来最高値である 2,960 円（2018 年 2 月 1 日のザラ場）に対して 19.26%のプレミアムが付されていること
- (iv) 下記「(4) 当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」に記載のとおり、本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であり、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること
- (v) 本公開買付価格が、上記措置が採られた上で、当社と木村友彦氏及び公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること
- (vi) 下記「(4) 当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の入手」に記載のとおり、本特別委員会より取得した本答申書においても、本公開買付価格は公正なものであると考えられる旨の意見が示されていること

以上より、当社は、2025 年 9 月 24 日開催の取締役会において当社の意見として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、かかる当社取締役会決議は、本公開買付け及び当社の株主を公開買付者、木村友彦氏、シートック、ワイズライト、ラピスラズリ及び木村憲司氏のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施により当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

上記取締役会決議の詳細は、下記「(4) 当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

そして、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、本譲渡制限付株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得することができなかったことから、上記「1. 会社法第 180 条第 2 項各号に掲げる事項」に記載のとおり、当社株式 16,034,050 株を 1 株に併合する本株式併合を実施することとし、本臨時株主総会に付議することといたしました。

なお、本株式併合により、公開買付者及び木村友彦氏以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

(2) 会社法第 235 条の規定により 1 株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項

① 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「(1) 本株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び木村友彦氏以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。

当該売却について、当社は、本株式併合が当社株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が 2026 年 2 月 5 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2026 年 2 月 8 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様へ所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である 3,530 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合がございます。

② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
株式会社 TMKR（公開買付者）

③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を含む本取引の実行に係る資金を株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）からの合計 141,626 百万円を限度とした借入れ（以下「本銀行融

資」といいます。)を行うことにより本公開買付けに係る決済に要する資金を賄う予定とのことです。

当社は、本取引の実行手続において、本銀行融資に係る融資証明書等を確認しており、また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年2月中旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年3月中旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年5月中旬を目途に当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

(3) 端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては、上記「(2) 会社法第235条の規定により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項」の「① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、株主の皆様が保有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である3,530円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付することを予定しております。

また、当社は、以下(i)乃至(vi)に記載の点から、本公開買付価格(3,530円)は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保されたものであり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

(i) 下記「(4) 当社の株主(親会社等を除く。)の利益を害さないように留意した事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」

に記載されているみずほ証券による本株式価値算定書（みずほ証券）における当社株式の株式価値算定結果によれば、本公開買付価格が、市場株価基準法及び類似企業比較法の上限値を上回り、かつ、DCF法に基づく1株当たり株式価値レンジの中央値を上回っていること

- (ii) 下記「(4) 当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「④ 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、(a) プルータス・コンサルティングによる本株式価値算定書（プルータス）における当社株式の株式価値算定結果によれば、本公開買付価格が、市場株価法の上限値を上回り、かつ、DCF法に基づく1株当たり株式価値レンジの範囲内であること、また、(b) プルータス・コンサルティングが、本公開買付価格が当社の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを表明していること

- (iii) 本公開買付価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年9月22日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日の終値2,687円に対して31.37%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,673円に対して32.06%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,605円に対して35.51%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,520円に対して40.08%のプレミアムが加算されたものであり、経済産業省が策定した「公正なM&Aの在り方に関する指針」の公表日である2019年6月28日以降に公表され、かつ2025年9月22日までに成立した、当社が上場している市場である東京証券取引所プライム市場の上場会社（2022年4月4日に東京証券取引所にて市場区分が見直される以前に公表された事例においては、東京証券取引所市場第一部の上場会社）を対象としたマネジメント・バイアウト（MBO）による非公開化を企図した公開買付けの事例36件（但し、不成立となったものの、再度公開買付けを実施したことにより成立した事例を除く。）におけるプレミアムの中央値（公表前営業日の終値に対するプレミアムでは40.83%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは44.92%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは44.62%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムでは43.33%）との比較において、概ね遜色ない水準と考えられること、また、当社株式の上場来最高値である2,960円（2018年2月1日のザラ場）に対して19.26%のプレミアムが付されていること

- (iv) 下記「(4) 当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」に記載のとおり、本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であり、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること

- (v) 本公開買付価格が、上記措置が採られた上で、当社と木村友彦氏及び公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること
- (vi) 下記「(4) 当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の入手」に記載のとおり、本特別委員会より取得した本答申書においても、本公開買付価格は公正なものであると考えられる旨の意見が示されていること

また、当社は本公開買付けに賛同し、株主の皆様に対して応募することを推奨する旨の意見を表明した後、本臨時株主総会の招集を決議した2025年12月12日の取締役会決議時点に至るまでに、本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上より、当社は、端数処理により当社の株主の皆様に交付することが見込まれる金銭の額については相当であると判断しております。

(4) 当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項

公開買付者及び当社は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、M○Mの買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、M○Mの買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、公開買付者及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施していることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、公開買付関連当事者のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、みずほ証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025年9月22日に、本株式価値算定書（みずほ証券）を取得いたしました。なお、みずほ証券は、公開買付関連当事者のいずれの関連当事者にも該当し

ておりません。みずほ証券は、当社の株主たる地位を有しており、また、みずほ証券のグループ企業であるみずほ銀行は、公開買付者に対して買付資金等に係る融資を行うことを予定しているほか、当社に対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しておりますが、みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 36 条及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。その後の改正を含みます。）第 70 条の 4 の適用法令に従い、みずほ証券の社内において、フィナンシャル・アドバイザー業務及び当社株式の価値算定業務を担当する部署と当社の株式等を保有する同社の別部署との間において情報隔壁措置等の適切な弊害防止措置を講じている他、みずほ証券とみずほ銀行間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ証券の株主たる地位及びみずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で、当社の株式価値の算定を行っているとのこと。当社は、当社の株式価値算定にあたり、みずほ証券において適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていると判断し、みずほ証券を第三者算定機関に選定いたしました。なお、当社は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置（具体的な内容については、下記「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の入手」乃至「⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保」をご参照ください。）を踏まえると、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

（ii）算定の概要

みずほ証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社の市場価値との比較において株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映するため DCF 法を用いて、当社株式の 1 株当たりの株式価値算定を行っております。

みずほ証券が上記の手法に基づいて算定した当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価基準法	:	2,520 円から 2,687 円
類似企業比較法	:	2,038 円から 2,406 円

DCF法 : 2,149 円から 4,225 円

市場株価基準法では、算定基準日を 2025 年 9 月 22 日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値 2,687 円、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,673 円、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,605 円及び過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,520 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 2,520 円から 2,687 円までと算定しております。

類似企業比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業として、株式会社トーカイ、フランスベッドホールディングス株式会社、株式会社日本ケアサプライ及び株式会社幸和製作所を選定した上で、EBITDA マルチプルを用いて、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 2,038 円から 2,406 円までと算定しております。

DCF法では、当社が足元の収益環境及び当社の業績等を踏まえて現時点で合理的に予測可能な期間を対象期間として作成した 2026 年 3 月期から 2029 年 3 月期までの 4 期分の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における財務予測、当社の 2026 年 3 月期第 1 四半期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2026 年 3 月期第 2 四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 2,149 円から 4,225 円までと算定しております。割引率は加重平均資本コストとし、5.9%～7.3%を採用しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長法及び EXIT マルチプル法を採用しております。永久成長法では永久成長率を、外部環境等を総合的に勘案の上、0.0%～1.4%とし、継続価値を 133,140 百万円から 195,676 百万円と算定しております。EXIT マルチプル法では企業価値に対する EBITDA の倍率を、類似企業比較法で選定した上場企業の水準を勘案の上、3.2 倍～4.0 倍とし、継続価値の範囲を 78,496 百万円から 100,504 百万円までと算定しております。

また、非事業用資産として、投資有価証券を当社の企業価値に加算しております。

みずほ証券が DCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。当該財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれませんが、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027 年 3 月期においては、設備投資の増加及び売上高増に伴う運転資本の増加により、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を見込んでおり、2028 年 3 月期においては、運転資本の増加幅の減少により、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。2029 年 3 月期においては、設備投資額減少の影響により、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

なお、本事業計画は、本取引の取引条件の公正性を検討することを目的として、当社の足元の事業状況や事業環境等に関して、物価高・賃金上昇等の経済環境の変化が与える影響を踏まえて作成したものであり、公開買付者、木村友彦氏及び木村陽祐氏はその作成過程に一切関与しておりません。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映しておりません。

(単位：百万円)

	2026 年 3 月期 (9 ヶ月)	2027 年 3 月期	2028 年 3 月期	2029 年 3 月期
売上高	90,742	121,698	128,933	136,470
営業利益	12,714	14,022	14,940	16,097
EBITDA	22,313	27,479	29,378	31,517
フリー・キャッシュ・フロー	4,010	111	3,202	7,072

(注1) みずほ証券は、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するために、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。なお、TMI 総合法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会において、TMI 総合法律事務所を当社のリーガル・アドバイザーとすることについて承認しております。また、TMI 総合法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出する

ものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の入手

(i) 特別委員会の設置の経緯

当社は、本取引がマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、当社又は当社の一般株主との間に構造的な利益相反の問題が典型的に存在するため、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年6月20日開催の当社取締役会決議に基づき、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立した委員である後藤芳一氏（当社社外取締役（監査等委員）、株式会社ソディック社外取締役）及び岡ゆかり氏（弁護士、当社社外取締役（監査等委員））の2名によって構成される特別委員会を設置いたしました。

その後、第1回特別委員会が開催される前である2025年7月1日に、本特別委員会は、2025年6月27日開催の当社定時株主総会で当社の社外取締役（監査等委員）に選任された白井あれい氏（株式会社ベネッセコーポレーション大学・社会人カンパニーDE&I事業開発部部長）及び播磨奈央子氏（公認会計士）の2名を、本特別委員会の委員として追加選任いたしました。白井あれい氏及び播磨奈央子氏は、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立しています。

なお、当社は、当社の社外取締役（監査等委員）である高橋一夫氏については、2023年3月31日まで、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券の顧問であったことから、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避を徹底するべく、本特別委員会の委員として選任しておりません。

その後、岡ゆかり氏は、一身上の都合により、本特別委員会の審理に十分に参加できない可能性があることから、第4回特別委員会後の2025年8月18日付で、同氏の意向により、本特別委員会の委員を辞任いたしました。なお、同氏の辞任の他に委員は変更されておりません。

なお、本特別委員会の互選により、後藤芳一氏を本特別委員会の委員長として選定しております。また、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定の報酬を支払うものとしております。

そして、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(a) 本取引の是非（本取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(b) 本取引の取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引条件が公正なものとなっているかを含む。）に関する事項、(c) 本取引の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。）に関する事項、及び、(d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本取引が一般株主

にとって公正であるか否か（以下 (a) 乃至 (d) の事項を「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を当社に提出することを委嘱いたしました。

また、本特別委員会への諮問にあたり、当社取締役会は、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の意見を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこととし、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本取引を行う旨の意思決定を行わないこととする旨を決議しております。併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a) 本特別委員会自ら公開買付者と協議・交渉することができる権限、(b) 本特別委員会の判断により、当社の役職員（利益相反のおそれがないものに限る。）をして、上記協議・交渉に関与させることができる権限及び公開買付者との交渉を当社やアドバイザー等が行う場合でも、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、(c) 本特別委員会が必要と認めるときは、当社の費用負担の下、特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができる権限、並びに、本取引に係る当社のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、当社のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができる権限、(d) 本特別委員会が必要と認めるときは、木村友彦氏及び本取引の成否から独立した社外取締役又は社外有識者を特別委員会の委員として選任することができる権限をそれぞれ付与しております。

（ii）特別委員会における検討の経緯

本特別委員会は、2025 年 7 月 7 日から 2025 年 9 月 22 日まで合計 11 回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。

具体的には、本特別委員会は、まず、2025 年 7 月 7 日、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのみずほ証券、並びにリーガル・アドバイザーとしての TMI 総合法律事務所について、公開買付関連当事者からの独立性及び専門性に問題がないことを確認し、それぞれを当社のアドバイザーとして選任することを承認しております。また、本特別委員会は、必要に応じて当社のアドバイザー等から専門的助言を得ることとし、複数の第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性・実績等が問題ないことを確認し、2025 年 7 月 16 日、ブルータス・コンサルティングを本特別委員会独自の算定機関として選任し、当社株式の価値算定及びフェアネス・オピニオンの表明を依頼することを決定いたしました。さらに、本特別委員会は、当社が社内に構築した本取引の検討体制についても、当社から説明を受けた上で、独立性・公正性の観点から問題がないことを確認し、承認しております。

本特別委員会は、TMI 総合法律事務所から、特別委員会の設置が求められる背景、特別委員会の役割等についての説明を受け、本取引に関する意思決定の過程、

方法その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意事項等についての法的助言を踏まえ、本取引における手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。また、本特別委員会は、木村友彦氏及び公開買付者並びに当社より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討を行うとともに、木村友彦氏に対して本取引の背景・目的、公開買付者が本取引後に実施することを想定している施策及びその他本取引の諸条件等を含む質問事項を送付し、回答を受けました。その後、木村友彦氏に対して本取引を実施するメリット及び公開買付者が本取引後に実施することを想定している施策等を含む追加質問事項を送付し、回答を受けた上で、当社に対して本取引の背景・目的、本取引を行うことを必要と考える理由、本取引実施後の経営体制及び実施予定の施策等の当社としての認識についてインタビューを実施しました。

その上で、本特別委員会は、木村友彦氏と直接面談をして、当該質問事項及び当該追加質問事項を踏まえた本取引の内容、背景、意義・目的、本取引後に検討している施策の内容について、説明を受けております。

また、本特別委員会は、本事業計画について、公開買付者、木村友彦氏、本不応募合意株主、創業家応募合意株主及び木村看護財団から独立した者によって作成されていることを確認するとともに、当社から重要な前提条件について説明を受け、最終的な本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認し、承認しております。

その上で、みずほ証券から本株式価値算定書（みずほ証券）について、また、プルート・コンサルティングから本株式価値算定書（プルート）及び本フェアネス・オピニオンについて、それぞれ説明を受け、当社株式価値算定の前提等に関するヒアリング調査を行いました。

また、本特別委員会は、当社意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社が、2025年8月22日に木村友彦氏から本公開買付価格を3,000円とする提案を受領して以降、当社の第三者算定機関であるみずほ証券及び本特別委員会独自の第三者算定機関であるプルート・コンサルティングによる当社株式の価値算定の結果並びに本フェアネス・オピニオンや公開買付者との交渉方針等を含めた助言、また、TMI総合法律事務所からの特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容についての助言を踏まえ、公開買付者の影響を排除した公正な手続によって本公開買付価格の検討を重ね、みずほ証券を通じて、取引条件に関する公開買付者との交渉過程に実質的に関与してまいりました。

(iii) 特別委員会における判断内容

本特別委員会は、以上のような経緯の下、本諮問事項について慎重に協議・検討した結果、2025年9月22日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。答申の理由を含む本答申書の詳細については、当社意見表明プレスリリース別添1の本答申書をご参照ください。

- (a) 本取引は当社の企業価値向上に資すると認められる(本取引の目的は「是」である。)
- (b) 本取引の取引条件は公正である。
- (c) 本取引に係る手続は公正である。
- (d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本取引は、当社の一般株主にとって公正である。

④ 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及びフェアネス・オピニオンの取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

本特別委員会は、本諮問事項について検討するにあたり、本公開買付価格を含む取引条件の公正性を担保するために、公開買付関連当事者及び本公開買付けを含む本取引から独立した独自の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに対して、当社株式の価値算定及び本公開買付価格の財務的観点からの公正性についての意見(フェアネス・オピニオン)の表明を依頼し、2025年9月22日付で、本株式価値算定書(プルータス)及び本フェアネス・オピニオンを取得いたしました。

なお、プルータス・コンサルティングは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に関するプルータス・コンサルティングに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

(ii) 算定の概要

プルータス・コンサルティングは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を用いて、当社株式の1株当たりの株式価値算定を行っております。

プルータス・コンサルティングが上記の手法に基づいて算定した当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	:	2,520 円から 2,687 円
D C F 法	:	3,291 円から 3,935 円

市場株価法では、算定基準日を 2025 年 9 月 22 日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値 2,687 円、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,673 円、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,605 円及び過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,520 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 2,520 円から 2,687 円までと算定しております。

D C F 法では、当社が足元の収益環境及び当社の業績等を踏まえて現時点で合理的に予測可能な期間を対象期間として作成した本事業計画における財務予測、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2026 年 3 月期第 2 四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 3,291 円から 3,935 円までと算定しております。割引率は加重平均資本コストとし、6.10%~7.53%を採用しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長法を採用し、永久成長率を理論上想定される長期的な経済環境等を踏まえ 0%とし、継続価値の範囲を 157,282 百万円から 194,037 百万円までと算定しております。

また、非事業用資産として、余剰現預金（当社の現預金から、過去の資金繰り実績等を総合的に考慮し推計した事業用現預金を控除して算出しております。）を加算するとともに、当社の保有する投資有価証券についても加算しております。

ブルータス・コンサルティングが D C F 法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとことです。当該財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれませんが、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれます。具体的には、2026 年 3 月期においては、運転資本の増加により、フリー・キャッシュ・フローのマイナスを見込んでおり、2027 年 3 月期においては、設備投資の増加及び売上高の増加に伴う運転資本の増加により、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を見込んでおり、2028 年 3 月期においては、運転資本の増加幅の減少の影響により、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおり、2029 年 3 月期においては、設備投資額減少の影響により、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映し

ておりません。

(単位：百万円)

	2026 年 3 月期 (9 ヶ月)	2027 年 3 月期	2028 年 3 月期	2029 年 3 月期
売上高	90,742	121,698	128,933	136,470
営業利益	12,714	14,022	14,940	16,097
EBITDA	22,134	27,252	29,150	31,290
フリー・キャッシュ・フロー	▲1,544	63	2,426	6,318

(注2) プルータス・コンサルティングは、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(iii) 本フェアネス・オピニオンの概要

本特別委員会は、2025 年 9 月 22 日付で、プルータス・コンサルティングから、本公開買付価格 3,530 円が当社の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを取得しております（注3）。本フェアネス・オピニオンは、本事業計画に基づく当社株式の価値算定結果等に照らして、本公開買付価格 3,530 円が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータス・コンサルティングが、当社から、当社グループの事業の現状、事業見通し等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した当社株式の価値算定結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る当社との質疑応答、プルータス・コンサルティングが必要と認めた範囲内の当社グループの事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータス・コンサルティングにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

(注3) プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる株式価値の算定を行うに際して、当社から提供され又は当社と協議した情報及び基礎資料、一般に公開されている資料について、それらが正確かつ完全であること、当社株式の株式価値の分析・算定に

重大な影響を与える可能性がある事実でブルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、独自にこれらの調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。

ブルータス・コンサルティングが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた当社の事業見通しその他の資料は、当社の経営陣により当該時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、ブルータス・コンサルティングはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明していません。

ブルータス・コンサルティングは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提供も受けておりません。従って、ブルータス・コンサルティングは当社及びその関係会社の支払い能力についての評価も行っておりません。ブルータス・コンサルティングは、法律、会計又は税務の専門機関ではありません。従って、ブルータス・コンサルティングは本公開買付けに関する法律、会計又は税務上の問題に関して何らかの見解を述べるものでもなければ、その義務を負うものでもありません。

本フェアネス・オピニオンは、当社が本公開買付けに関する意見を表明するに際しての検討に供する目的で、本公開買付け価格の公正性に関する意見を財務的見地から表明したものです。したがって、本フェアネス・オピニオンは、本公開買付けの代替的な選択肢となり得る取引との優劣、本公開買付けの実施によりもたらされる便益、及び本公開買付け実行の是非について、何らの意見を述べるものではありません。

本フェアネス・オピニオンは、当社の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見も述べるものではありません。したがって、ブルータス・コンサルティングは本フェアネス・オピニオンに依拠した株主及び第三者の皆様に対して何らの責任も負いません。

ブルータス・コンサルティングは、当社への投資等を勧誘するものではなく、その権限も有しておりません。したがって、本フェアネス・オピニオンは株主の皆様に対して本公開買付けに関する応募その他のいかなる行動も推奨するものではありません。

本フェアネス・オピニオンは、本公開買付け価格が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正か否かについて、本フェアネス・オピニオンの提出日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、同

日までにブルータス・コンサルティングに供され又はブルータス・コンサルティングが入手した情報に基づいて、同日時点における意見を述べたものです。今後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、ブルータス・コンサルティングはその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。

本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認

当社は、TMI 総合法律事務所から受けた法的助言、みずほ証券から取得した本株式価値算定書（みずほ証券）、ブルータス・コンサルティングから取得した本株式価値算定書（ブルータス）及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討いたしました。

その結果、当社は、上記「（２）本株式併合を行う理由」に記載のとおり、当社取締役会は、本公開買付けについて、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2025年9月24日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社取締役（木村友彦氏及び木村陽祐氏並びに岡ゆかり氏を除く7名）の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役のうち、(i)木村友彦氏は本取引の提案者であるとともに公開買付者の代表取締役であり、かつ、本取引終了後も継続して当社の代表取締役として当社の経営に関与することを予定していること、また、(ii)木村陽祐氏は、同氏が公開買付者との間で応募契約を、また同氏が取締役を務める同氏の資産管理会社であるレッジウッド及びシオンが公開買付者との間で公開買付不応募契約を締結しており、かつ、本取引終了後も継続して当社の代表取締役として当社の経営に関与することを予定していることから、両氏は当社取締役会における本公開買付けの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。なお、(iii)岡ゆかり氏は、一身上の都合から上記の当社取締役会を欠席いたしました。同氏については、上記の取締役会に先立ち、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応

募することを推奨する旨の決議を行うことに賛同する旨を別途確認しております。

⑥ 当社における独立した検討体制の構築

当社は構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者、木村友彦氏、本不応募合意株主、創業家応募合意株主及び木村看護財団から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社の取締役のうち、(i) 木村友彦氏は本取引の提案者であるとともに公開買付者の代表取締役であり、かつ、本取引終了後も継続して当社の代表取締役として当社の経営に関与することを予定していること、また、(ii) 木村陽祐氏は、同氏が公開買付者との間で応募契約を、また同氏が取締役を務める同氏の資産管理会社であるレッジウッド及びシオンが公開買付者との間で公開買付不応募契約を締結しており、かつ、本取引終了後も継続して当社の代表取締役として当社の経営に関与することを予定していることから、両氏は本取引に関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。当該検討体制は、全て公開買付者、木村友彦氏、本不応募合意株主、創業家応募合意株主及び木村看護財団から独立性の認められる役職員（八田俊之取締役及び当社従業員 12 名）のみで構成することとし、本臨時株主総会の招集を決議した 2025 年 12 月 12 日の取締役会決議時点に至るまでかかる取扱いを継続しております。

また、当社の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ております。

⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けにおいては、当該期間よりも長期の 36 営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様は本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、間接的なマーケット・チェックを行い、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

す。なお、本取引においては、積極的なマーケット・チェックが実施されていないものの、情報管理の観点に加え、2025 年 9 月 24 日時点における本不応募合意株式及び本応募合意株式（注 4）の合計所有割合（38.05%）を踏まえると、公開買付者による買収提案に対する対抗提案がなされるとは考えにくいことから、積極的なマーケット・チェックを実施する意義が大きいとはいえず、積極的なマーケット・チェックが採用されていないことのみをもって、本公開買付けにおける公正性の担保として不十分であることにはならないと判断いたしました。

（注 4）「本応募合意株式」とは、公開買付者との間で、2025 年 9 月 24 日付で公開買付応募契約を締結した創業家応募合意株主及び木村看護財団、並びに公開買付応募・不応募契約を締結した木村通秀関連株主が、それぞれ所有する当社株式の合計 4,472,046 株（所有割合：合計 7.97%）のことをいいます。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

（1）本公開買付け

上記「2. 会社法第 180 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（併合の割合についての定め相当性に関する事項）」の「（1）本株式併合を行う理由」に記載のとおり、公開買付者は、2025 年 9 月 25 日から同年 11 月 17 日まで当社株式に対する本公開買付けを実施し、その結果、公開買付者は、2025 年 11 月 25 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式 28,388,255 株（所有割合：50.62%）を保有するに至りました。

（2）剰余金の配当の不実施

当社は、2025 年 9 月 24 日付「2026 年 3 月期配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、同日開催の当社取締役会において、2026 年 3 月期の期末配当を行わないことを決議しております。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

（3）自己株式の消却

当社は、2025 年 12 月 12 日付の取締役会決議において、2026 年 2 月 6 日付で当社の自己株式 1,522,853 株（2025 年 11 月 26 日時点で当社が所有する全ての自己株式の数（1,514,390 株）に、当社が今後自己株式として無償取得を行う予定の役職員向け譲渡制限付株式の数（8,463 株）を加えた株式数）を消却することを決定いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、自己株式の消却及び本株式併合後の発行

済株式総数は、3株となります。

以上